

質 疑 を 取 り ま と め 、 回 答 は 入 札 説 明 書 受 領 者 全 員 に 対 し て
行 う と し ま と め 、 回 答 は 入 札 説 明 書 受 領 者 全 員 に 対 し て
り 入 札 説 明 書 受 領 者 全 員 に 対 し て
な お 、 当 該 日 以 降 に 質 疑 が 発 生 し た 場 合 も 随 時 受 け 付 け 、
同 様 に 対 し 、 質 疑 の 内 容 に 個 人 に 関 す る 情 報 で あ っ て 特 定 の 個
人 を 識 別 し 得 る 記 述 が あ る 場 合 及 び 法 人 等 の 財 産 権 等 を 伏 せ
害 す る 当 該 質 疑 を 公 表 せ ず 、 質 疑 者 の み に 回 答 す る こ と が
あ る 。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札書の受領期限及び提出場所 令和3年12月7日 12時00分
3. ①に同じ。
- (2) 開札の日時及び場所 令和3年12月8日 10時00分
北海道札幌市豊平区中の島2条2丁目4番1号
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所札幌庁舎 2階会議室

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※注2
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。
※注1
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他
当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をなすので、ご了承ください。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

購入仕様書

1. 品名 冷水製造装置

2. 数量 2組

3. 構成 ・冷水製造装置

(冷水製造装置のユニット構成)

制御盤、水冷チラーユニット、各種ポンプ (SUS製)、制御機器及び各種配管、給水元等から構成され、さけ・ます卵の耳石温度標識作業及び成長抑制作業用として、原水温度に対して生産水温度幅 $\Delta t=4.0^{\circ}\text{C}$ 差で、50L/minの冷却水を生産し、ふ化槽等へ安定供給する装置である。

1) 耳石温度標識作業

卵期における管理水温を低水温と原水温の交互に切り替え、一定期間供給することにより、耳石温度標識を施標する。

2) 成長抑制作業

卵期及び仔魚期に原水温度より低い水温の生産水を供給することにより、成長を抑制させる。

4. 仕様

1) 冷水供給方式

冷水供給方式は連続放流方式 (水冷方式) であること。

2) 原水温度、生産水温度

原水温度は約 $7.6\sim 8.6^{\circ}\text{C}$ である。

生産水温度は原水温度 $-4^{\circ}\text{C}\pm 0.2^{\circ}\text{C}$ (温度勾配 $4^{\circ}\text{C}/\text{h}$) であること。

ただし、原水温度が 8°C を下回る場合の生産水温度については、原水温度 $-3.5^{\circ}\text{C}\pm 0.2^{\circ}\text{C}$ でも可とする。

3) 供給水量

供給水量は冷水50L/minであること。

4) 総電源容量

総電源容量は $3\phi \times 200\text{V} \times 5.5\text{kW}$ 以下であること。

5) 本体仕様

本体仕様は以下の仕様を満たすこと。

①ふ化用水 (原水) に対して 4.0°C 差の生産水を恒常状態で流水方式により供給できること。

②生産水の供給を自動的に制御するプログラム機能が組み込まれていること。

③生産水温度が 3.0°C 以下に低下した場合や、システム故障・停電時等には原水を供給で

きること。

- ④システム異常があった場合を想定した警報装置等の安全対策が施されていること。
- ⑤冷媒規制に対応した新冷媒を使用すること。
- ⑥装置故障の原因となる異物の混入を防ぐために、装置の原水入口にストレーナーを取り付ける等、対策を施すこと。
- ⑦制御盤面及び計器類は防滴構造であること。
- ⑧装置に使用する弁類は塩ビ製またはSUS304製以上を使用すること。
- ⑨装置のメンテナンスは迅速に対応できること。
- ⑩本体寸法は、W600×D1, 500×H1, 500mm以内であること。

6) 操作パネル仕様

操作パネルは以下の仕様を満たすこと。

- ①冷水温度及び原水温度を操作パネルに表示すること。
- ②冷水・原水の切り替えを操作パネルで行えること。
- ③耳石温度標識作業に伴う冷水・原水の供給期間設定及び時間設定を操作パネルで行えること。
- ④操作パネルは8インチサイズ以上の液晶タッチパネルであること。

5. 納入場所

北海道枝幸郡枝幸町徳志別 1277 番地 2
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所さけます部門徳志別さけます事業所

6. 納入期限 令和4年3月28日

7. その他

- 1) 本装置の搬送・搬入・据付・試運転調整は、受注者側で行うこと。
- 2) 本装置搬入前、既存装置を撤去の上、関係法令等に従い適切に処分すること。
(既存装置仕様)
 - ①製造元：タカツ電機商会
 - ②型番：TR-J300DCHA
 - ③仕様：冷水100L/min供給型
 - ④使用冷媒：R-22 3.0kg
 - ⑤数量：1台
- 3) 受注者は、本装置納入後、操作に従事する職員（以下「担当職員」という。）及び検査職員に対し十分な取扱説明を行うこと。
なお、試運転調整及び取扱説明実施日時については、担当職員と打ち合わせの上、実施すること。
- 4) 受注者は、本装置構成機器について、和文で示した取扱説明書を、納入時に2部提出すること。
- 5) 納入後2ヶ年以内に受注者側の責任による不具合が生じた場合には、受注者の責任において交換又は補修を行うこと。
- 6) 詳細については担当職員の指示に従うこと。